



特集 2

輝きを増す 女性農業者

女性農業者は農業や地域の振興に重要な役割を果たしています。しかしながら、従来、家族経営においては、女性の農作業、家事、育児等の負担が大きい一方で、収益の分配等については働きに応じた適正な評価がなされてこなかったことから、農山漁村における女性の評価と農業経営や地域社会への女性の参画を促す様々な取組が行われてきました。

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の形成に向け、基本的枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的とした男女共同参画社会基本法が施行されました。この男女共同参画社会基本法が制定されるまでには、社会の各分野において男女が均等に参画する機会が確保されるための様々な取組が行われてきていたことから、本法の制定は、このような取組の一つの到達点であるとともに、21世紀に向けた新しい男女共同参画社会の構築の出発点であるとも言われています。

令和元（2019）年は、男女共同参画社会基本法の施行から20年の節目の年となりました。今後、農業就業人口¹の一層の減少が見込まれる中、農業・農村の持続的な発展のためには、女性が働きやすく、暮らしやすい農業・農村としていくことで、幅広く多様な人材を確保・育成できるようにしていくことが必要です（図表 特2-1）。

本特集では、第二次世界大戦後からの農業・農村における女性農業者の活躍に向けた施策をまとめるとともに、この20年間の女性農業者の状況を振り返り、今後の女性の更なる活躍を推進していくための課題と方策を提示します。

（1）女性農業者の活躍の軌跡 ～「生活改善」から「活躍」の時代へ～

女性農業者は、第二次世界大戦後、昭和23（1948）年から開始された生活改善普及事業²により過重労働から徐々に解放され、やがて自らの意思で経営に参画するようになっていきました。本節では、第二次世界大戦後から令和の現在までの女性農業者の役割、女性農業者を対象とした施策の推移を振り返ります。

¹ 用語の解説2（4）を参照

² 生活改善普及事業とは、連合国軍総司令部（GHQ）の指示で実施された農村の民主化を目指した運動。生活をより良くすることと、考える農民を育成するという目的で進められた。